

災害時の医療救護に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と社団法人鈴鹿市医師会（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市地域防災計画・鈴鹿市水防計画（以下「防災計画」という。）に基づき医療救護に万全を期すため、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、防災計画に基づいて甲が行う災害時の医療救護に対する乙の協力に関して、必要な事項を定める。

（医療救護活動）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するときは、次の事項を示した文書又は電話等により行うものとする。

（1）災害発生の日時、場所

（2）災害の原因及び状況

（3）出勤に要する人員及び医薬品、医療材料等

（4）その他必要な事項

3 乙は、前2項の規定により甲からの要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、第6条に定める救護所に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 医療救護班活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

(調整連絡)

第5条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

(救護所)

第6条 甲は、災害の状況により必要に応じ、現地に救護所を設置する。

2 甲は前項に定めるもののほか、被災地周辺の医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、収容医療施設に乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

(医療救護班の業務)

第7条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) その他医療救護班として必要な事項

(医療救護班の輸送)

第8条 医療救護班は、原則として乙の会員が用意する車両等により、甲が設置する救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、甲の指定した場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で第6条に定める救護所へ行くものとする。

2 甲は、傷病者の後方医療施設への輸送を含め、医療救護活動に必要な輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品及び医療材料等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第10条 甲が設置する救護所における傷病者に対する医療費は、原則として無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償等)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

(2) 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した場合、若しくは滅失損傷した場合の医薬品、医療材料費等の実費弁償

(3) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(4) 第 6 条第 2 項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じた場合の修繕費等の実費弁償

(災害補償)

第 12 条 甲の要請による医療救護活動に従事し、又は救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年市条例第 21 号）」に準じ災害補償を行なうものとする。

(医事紛争の処理)

第 13 条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合は、甲が責任をもってその処理にあたるものとする。

(災害救助法との関係)

第 14 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第 15 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の協定期間の満了する 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの申し

出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 川岸 光男

乙 鈴鹿市西条五丁目118番地の3

社団法人 鈴鹿市医師会

会長 坂本 哲夫



災害時の医療救護活動に係る実施細目

鈴鹿市（以下「甲」という。）と社団法人鈴鹿市医師会（以下「乙」という。）との間において、平成17年4月1日に締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（連絡調整の責任者）

第1条 協定書第5条に定める連絡調整の甲の責任者は鈴鹿市保健福祉部長で、乙の責任者は医師会救急医療担当理事とする。

（緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第3条に定める医療救護活動の要請及び実施を、迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備をおこない、相互に交換するものとする。

（医療救護班の編成）

第3条 医療救護班は、神戸・牧田・白子地区を単位として編成する。

2 医療救護班は、医師、看護師及び市職員若干名で編成する。

3 班長は、医師とする。

4 班長は、必要に応じて甲の消防救急隊員、保健師等の応援を求めることができる。

（医療救護活動の実施場所）

第4条 医療救護班は協定書第6条に定める救護所において、協定書第7条に定める業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

（要請の方法）

第5条 協定書3条第1項に定める要請は、市長から社団法人鈴鹿市医師会長に対して行なうものとする。

2 緊急を要するときは、消防本部情報指令課から乙の救急担当理事に対して要請することができる。

3 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、乙は、医療救護班を派



遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(連絡調整事項)

第6条 協定書第5条の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関する事
- (2) 医療救護班の移動に関する事
- (3) 救護所等に関する事
- (4) 死亡に関する事
- (5) 後方医療施設に関する事
- (6) 医薬品及び医療材料に関する事
- (7) その他医療救護に関する事

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第7条 協定書第11条第1号に定める医療救護活動の従事者に対する費用弁償は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に定める実費弁償額に準ずる額とする。

(費用弁償等の請求)

第8条 協定書第11条に定める費用弁償費等の請求は、次の各号により行う。

- (1) 第1号に定める費用弁償は、医療救護班費用弁償請求書（第1号様式）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告書（第1-1号様式）を添えて請求する。
- (2) 第2号に定める実費弁償は、医療救護活動実費弁償請求書（第2号様式）に医薬品、医薬材料等使用報告書（第2-1号様式）若しくは物品損傷報告書（第2-2号様式）を添えて請求する。
- (3) 第3号に定める実費弁償は、交通機関等利用実費請求書（第3号様式）により請求する。
- (4) 第4号に定める修繕費は、実費弁償請求書に関係業者の見積書を添えて請求する。

2 乙は、医療救護活動等の終了後速やかにとりまとめ、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙からの請求を受理したときは、速やかに支払うものとする。

第8条関係 (第1号様式)

医療救護班費用弁償請求書

医療救護活動のため、医療救護班の派遣に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

鈴鹿市医師会長

印

鈴鹿市長 様

請求金額 _____ 円

(内訳)

医療救護活動実施日	年 月 日		
医療救護活動実施場所			
医療救護班派遣要員	神戸・牧田・白子 班 名		
内 訳	医師	名	円
	看護師	名	円
	その他	名	円

* 医療救護活動報告書を添付すること。

第8条関係 (第1-1号様式)

医療救護活動報告書

災害発生日		年 月 日	覚知時間	時 分	覚知方法	
災害発生場所						
医療 救 護 班 編 成	班名					
	医師					
	看護師					
	その他					
活 動 内 容	活動時間	月 日 時 分～ 月 日 時 分まで	出動方法			
	活動場所					
	医療救護人員	合計	死亡	重症	中等症	軽症
		人	人	人	人	人
(具体的に)						

* 医療救護班ごとに1枚の様式に記入すること。

第8条関係（第2号様式）

医療救護活動実費弁償請求書

医療救護活動のため、使用した医薬品、医療材料等及び損傷した医療材料等の費用並びに医療施設の損傷のため修理に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

鈴鹿市医師会長

印

鈴鹿市長 様

請求金額 _____ 円

(内訳)

医療救護活動実施日	年 月 日	
医療救護活動実施場所		
使用医薬品、医療材料等	品目	円
損傷医療材料等	件	円
損傷医療施設等	件	円

- * 使用した医薬品、医療材料等については、使用報告書を添付すること。
- * 損傷した医療材料等については、物品損傷報告書を添付すること。
- * 損傷した医療施設については、関係業者の修繕見積書を添付すること。

第8条関係 (第2-1号様式)

医薬品、医療材料等使用報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
	単位	数量	単価	金額	

*品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること

第8条関係（第3号様式）

交通機関等利用実費請求書

医療救護活動のため、医療救護班が救護所に直行するにあたり、利用した交通機関に要した費用を、下記のとおり請求します。

年 月 日

鈴鹿市医師会長

印

鈴鹿市長 様

請求金額 _____ 円

但し、 _____ 班分として

(内訳)

医療救護活動実施日		年 月 日				
医療救護活動実施場所						
利用交通機関等		利用者数	利用区間	積算基準	金額	備考
	公共 交通機関					
	タクシー					
	私用 自動車等					

*班単位で請求すること。

*公共交通機関の備考欄には、JR、近鉄、三交バス等の種類を記入すること。

*私用自動車等の利用にあたっては、燃料費を積算すること。

第8条関係 (第4号様式)

医療救護活動従事者事故報告書

医療救護活動中、事故傷病(死亡)者が発生しましたので、下記のとおり報告します。

年 月 日

鈴鹿市医師会長

印

鈴鹿市長 様

氏名		生年月日	年 月 日生	性別	
住所			所属医療機関		
職種		傷病名		傷病の程度	
受傷(発病)・死亡日時	年 月 日		時	分	
受傷(発病)・死亡場所					
外来・入院 (月 日)			診療・入院医療機関名		
受傷・発病・死亡時の状況	(具体的に)				

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

平成12年厚生省告示第144号より

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 31,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇い上げ費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借り上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり 2,498,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,498,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,000円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者。(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品	1 夏期(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

第3部第5章第1節～2節災害救助法による救助の程度、方法及び支払期間

	需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	区分							
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算		
		全壊全焼	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
		流失、	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
		半壊半焼	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
		床上浸水	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
		2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内							
		3 施術者 協定料金の額以内							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者、(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
		2 助産師による場合は、慣行料金の2割以内の額							
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「遺体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上			
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1世帯当たり 531,000円以内		災害発生の日から1月以内					

学用品 の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、修学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、養護学校の小学部児童及び中学校部生徒も含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 " 4,400円	災害発生の日から <教科書> 1月以内 <文房具及び通学用品> 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 179,000円以内 小人（12歳未満） 143,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる1
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 141,000円以内	災害発生の日から10日以内	

第3部第5章第1節～2節災害救助法による救助の程度、方法及び支払期間

輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体に処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期間 以内	
実費弁償	災害救助法施行 令第10条第1号 から第4号までに 規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,900円以内 薬剤師 12,300円以内 保健師、助産師、看護師 11,800円以内 土木技術、建築技術者 17,800円以内 大工、左官、とび職 21,300円以内	救助の実施が 認められる期間 以内	時間外勤務手当及び旅 費は別途に定める額

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。